

平成27年第1回関川村議会定例会会議録（第3号）

○議事日程

平成27年3月19日（木曜日）午後3時開議

- 第 1 議案第 7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 8号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 9号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 4 議案第10号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第 5 議案第11号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第12号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 7 議案第13号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第14号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第15号 関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第16号 関川村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第21号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第22号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第23号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第24号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第25号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第26号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第27号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第28号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 第 2 3 議案第 2 9 号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例
 - 第 2 4 議案第 3 0 号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
 - 第 2 5 議案第 3 1 号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
 - 第 2 6 議案第 3 2 号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
 - 第 2 7 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度関川村一般会計予算
 - 第 2 8 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
 - 第 2 9 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
 - 第 3 0 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度関川村介護保険事業特別会計予算
 - 第 3 1 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 3 2 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度関川村有温泉特別会計予算
 - 第 3 3 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度関川村宅地等造成特別会計予算
 - 第 3 4 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度関川村簡易水道特別会計予算
 - 第 3 5 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度関川村公共下水道事業特別会計予算
 - 第 3 6 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
 - 第 3 7 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度関川村水道事業会計予算
 - 第 3 8 陳情第 1 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情
 - 第 3 9 議員派遣
 - 第 4 0 委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加日程第 1 発委案第 2 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 7 号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 2 議案第 8 号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 9 号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 1 0 号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 1 1 号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 1 2 号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 1 3 号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 1 4 号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 1 5 号 関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例

- 第10 議案第16号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第21号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第22号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第23号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第24号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第25号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第26号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第27号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第28号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第29号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例
- 第24 議案第30号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第25 議案第31号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第26 議案第32号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第27 議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算
- 第28 議案第34号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第29 議案第35号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第30 議案第36号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第31 議案第37号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第38号 平成27年度関川村有温泉特別会計予算
- 第33 議案第39号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第34 議案第40号 平成27年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第35 議案第41号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第36 議案第42号 平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計予算

第37 議案第43号 平成27年度関川村水道事業会計予算

第38 陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情

第39 議員派遣

第40 委員会の閉会中の継続審査の件

追加日程第1 発委案第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について

○出席議員（10名）

1番	高橋八男君	2番	佐藤友之君
3番	菅原修君	4番	平田広君
6番	伝信男君	7番	平田ゆかり君
9番	渡辺秀雄君	10番	津野庄衛君
11番	近良平君	12番	渡辺健作君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平田大六君
副村長	佐藤忠良君
総務課長	平田誠君
税務課長	井上広栄君
住民福祉課長	船山久治君
農林観光課長	伊藤保史君
建設環境課長	渡辺丈夫君
教育長職務代理	新野秀樹君
教育課長	
総務課長	加藤善彦君
班	
農林観光課長	稲家誠君
班	
建設環境課	高橋賢吉君
班	
新エネルギー対策室	伊藤隆君
室	

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤 充 代
主 査 小 池 由 美 子

午後3時00分 開 議

○議長（高橋八男君） ごめんください。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

佐藤友之議員にお子さまが生まれましたので、関川村議会議員慶弔内規によりお祝い金を贈呈しましたので報告いたします。

この会議終了後に理事者側から報告がありますので、よろしくをお願いいたします。

-
- 日程第 1、議案第 7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第 2、議案第 8号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3、議案第 9号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 4、議案第10号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5、議案第11号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6、議案第12号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 7、議案第13号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 8、議案第14号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 9、議案第15号 関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第10、議案第16号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11、議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第12、議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13、議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14、議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15、議案第21号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16、議案第22号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17、議案第23号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 日程第18、議案第24号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 日程第19、議案第25号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第20、議案第26号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第21、議案第27号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第22、議案第28号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第23、議案第29号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例

日程第24、議案第30号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第25、議案第31号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第26、議案第32号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（高橋八男君） 日程第1、議案第7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてから日程第26、議案第32号 女川東部地区辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで、以上26件を一括議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、津野庄衛さん。

○総務厚生常任委員長（津野庄衛君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（高橋八男君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、平田 広さん。

○産業建設常任委員長（平田 広君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（高橋八男君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

初めに、議案第7号 関川村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 関川村村民交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 関川村教育長の勤務時間等に関する条例の制定について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 関川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 関川村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 関川村行政手続条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 関川村防災会議条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 関川村災害対策本部条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の討論を許します。討

論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の討論を許します。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論は
ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 関川村基金条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませ
んか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 関川村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算

日程第28、議案第34号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第29、議案第35号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第30、議案第36号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第31、議案第37号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第32、議案第38号 平成27年度関川村有温泉特別会計予算

日程第33、議案第39号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第34、議案第40号 平成27年度関川村簡易水道特別会計予算

日程第35、議案第41号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計予算

日程第36、議案第42号 平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計予算

日程第37、議案第43号 平成27年度関川村水道事業会計予算

○議長（高橋八男君） 日程第27、議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算から日程第37、議案第43号 平成27年度関川村水道事業会計予算まで、以上11件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております事件につきましては、平成27年度予算審査特別委員会に付託し、この審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

委員長、渡辺秀雄さん。

○予算審査特別委員長（渡辺秀雄君） 予算審査特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長（高橋八男君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第33号 平成27年度関川村一般会計予算について討論を許します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計予算について討論を許します。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成27年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算について討論を許します。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計予算について討論を許します。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計予算について討論を許します。討

論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成27年度関川村有温泉特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成27年度関川村宅地等造成特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成27年度関川村簡易水道特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度関川村公共下水道事業特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成27年度関川村農業集落排水事業特別会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成27年度関川村水道事業会計予算について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38、陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情

○議長(高橋八男君) 日程第38、陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情を議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(平田 広君) 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長(高橋八男君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情第1号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することにご賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋八男君) 起立多数です。したがって、陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後3時43分 休憩

午後3時44分 再開

○議長(高橋八男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1、発委案第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について

○議長（高橋八男君） 追加日程第1、発委案第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。提出者、産業建設常任委員長、平田 広さん

○産業建設常任委員長（平田 広君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（高橋八男君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決いたします。

この発委案は起立によって行います。

本案を原案のとおり決するにご賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。

したがって、発委案第2号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出については原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

日程第39、議員派遣

○議長（高橋八男君） 日程第39、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。したがって、日程第39、議員派遣について、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第40、委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（高橋八男君） 日程第40、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により

閉会中もなお審査及び調査を継続したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長の申し出のとおり許可することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長からの申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（高橋八男君） 以上で、本定例会に付議された案件の審査は全部終了いたしました。

本日の会議は、これで閉じます。

これをもって、第1回関川村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時48分 閉 会